五　第三種特別地域から次の区域を削除する。

山梨県南都留郡忍野村忍草の一部

六　次の乗り入れ規制区域を追加する。

名称	区域
西湖	山梨県南都留郡富士河口湖町（西湖水面の全部）
富士山	山梨県富士吉田市県有林富士・東部事業区四〇八林班の一部

七　次の単独施設を削除する。

種類	位置
宿舎	山梨県富士吉田市（諏訪の森）
園地	山梨県富士吉田市、南都留郡忍野村及び山中湖村（鐘山）
園地	山梨県南都留郡富士河口湖町（精進赤池）
宿舎	山梨県南都留郡富士河口湖町（精進赤池）
宿舎	山梨県巨摩郡身延町（本栖湖西岸）
園地	山梨県南都留郡山中湖村（三国山）
給油施設	山梨県南都留郡富士河口湖町（船津）

八　次の単独施設を追加する。

種類	位置
園地	山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村（精進口五合目）
舟遊場	山梨県南都留郡富士河口湖町（精進湖北岸）
園地	静岡県富士宮市（猪之頭人穴道）
野営場	静岡県富士宮市（猪之頭人穴道）

九　次の道路を削除する。

（一）車道

山梨県南都留郡富士河口湖町（船津胎内・車道分岐点）から同県富士吉田市（中ノ茶屋・車道合流点）まで

（二）歩道

山梨県南都留郡富士河口湖町（精進湖畔）から同町（五湖山・歩道合流点）まで

山梨県南都留郡富士河口湖町（本栖大久保）から同町（パノラマ台・歩道合流点）まで

山梨県南都留郡富士河口湖町（本栖湖畔）から静岡県富士宮市（長者ヶ岳・歩道合流点）まで

山梨県南都留郡富士河口湖町（三ツ峠山口）から同町（三ツ峠山・歩道合流点）まで及び同町（三ツ峠山・歩道合流点）から同町（浅川）まで

山梨県南都留郡富士河口湖町（三ツ峠山・歩道分岐点）から同町（本栖湖畔）まで

山梨県南都留郡富士河口湖町（御坂トンネル南口）から同町（御坂峠・歩道合流点）まで

山梨県南都留郡富士河口湖町（大石）から同町（大石峠・歩道合流点）まで

山梨県南都留郡鳴沢村（精進口三合目・歩道分岐点）から同村（御庭・歩道合流点）まで

十　次の歩道を追加する。

山梨県南都留郡富士河口湖町（本栖・歩道合流点）から静岡県富士宮市（長者ヶ岳・歩道合流点）まで

山梨県南都留郡富士河口湖町（三ツ峠山口）から同町（三ツ峠山・歩道合流点）から同町（浅川）及び同町（天上山）まで

山梨県南都留郡富士河口湖町（三ツ峠山・歩道分岐点）から山梨県南巨摩郡身延町（中ノ倉峠）まで

山梨県南都留郡鳴沢村（御庭・歩道合流点）から同村（奥庭）まで

山梨県南巨摩郡身延町（本栖湖畔）及び同町（長崎）から同町（雨ヶ岳・歩道合流点）まで

十一　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第二十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、富士箱根伊豆国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十年三月二十七日　環境大臣　中川　雅治

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

一　追加する区域

山梨県富士吉田市内県有林富士・東部事業区四〇八林班の一部

山梨県南都留郡忍野村忍草の一部

二　削除する区域

山梨県南都留郡忍野村忍草の一部

三　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第二十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項第十七号の規定に基づき、富士箱根伊豆国立公園の特別地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることを規制する区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月二十七日　環境大臣　中川　雅治

この区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

一　名称及び区域

名称	区域
西湖	山梨県南都留郡富士河口湖町（西湖水面の全部）
富士山	山梨県富士吉田市県有林富士・東部事業区四〇八林班の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第二十七号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条第三十六項の規定に基づき、富士箱根伊豆国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を定める件（平成十二年十月環境庁告示第六十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成三十年三月二十七日　環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（区域の範囲）	（区域の範囲）
第一条　この告示において、次の各号に掲げる区域の範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	**第一条**　この告示において、次の各号に掲げる区域の範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一～十八　（略）	一～十八　（略）
十九　西湖地区　山梨県南都留郡富士河口湖町の西湖の全部	（新規）
二十～二十四　（略）	十九～二十三　（略）